

議案第6号

みよし市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
みよし市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を次のように定めるものとする。

令和8年3月2日提出

みよし市長 小山 祐

みよし市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例 (趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。次条において「法」という。）第54条の3において準用する同法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業（特定乳児等通園支援を行う事業をいう。以下同じ。）の運営に関する基準を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準)

第3条 この条例に定めるもののほか、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準は、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号）に定めるところによる。

(一般原則)

第4条 特定乳児等通園支援事業者は、良質かつ適切であり、かつ、こどもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全てのこどもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、県、市、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

この案を提出するのは、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める必要があるからである。